

## 議案第15号

### 鳥取県道路占用料徴収条例等の一部改正について

次のとおり鳥取県道路占用料徴収条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年9月16日

鳥取県知事 平井伸治

#### 鳥取県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例

（鳥取県道路占用料徴収条例の一部改正）

第1条 鳥取県道路占用料徴収条例（昭和28年鳥取県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後				改 正 前								
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）								
区分	単位	占用料				区分	単位	占用料				
		金額		非課税とされる 占用				金額		非課税とされる 占用		
法 第32 条第1項 第1号に掲 げる工作物	1本 につき1年	市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域	法 第32 条第1項 第1号に掲 げる工作物	1本 につき1年	第1種電柱	770円	1,050円	808円	
		630円	530円	661円	556円			第2種電柱	1,600円	1,200円	1,680円	1,260円
		970円	820円	1,018円	861円			第3種電柱	2,200円	1,600円	2,310円	1,680円
		1,300円	1,100円	1,365円	1,155円			第1種電話柱	930円	690円	976円	724円
		560円	480円	588円	504円			第2種電話柱	1,500円	1,100円	1,575円	1,155円
		900円	760円	945円	798円							

		第3種電 話柱	<u>1,200円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,260円</u>	<u>1,050円</u>			第3種電 話柱	<u>2,100円</u>	<u>1,500円</u>	<u>2,205円</u>	<u>1,575円</u>	
		その他の 柱類	<u>56円</u>	<u>48円</u>	<u>58円</u>	<u>50円</u>			その他の 柱類	<u>72円</u>	<u>53円</u>	<u>75円</u>	<u>55円</u>	
		共架電線 その他上 空に設け る線類	長さ 1メー トルに つき 1年	<u>6円</u>	<u>5円</u>	<u>7円</u>	<u>6円</u>		共架電線 その他上 空に設け る線類	<u>10円</u>	<u>7円</u>	<u>11円</u>	<u>8円</u>	
		地下に設 ける電線 その他 の線類		<u>3円</u>	<u>3円</u>	<u>4円</u>	<u>4円</u>		地下に設 ける電線 その他 の線類	<u>5円</u>	<u>4円</u>	<u>6円</u>	<u>5円</u>	
		路上に設 ける変圧 器	1個 につ き1 年	<u>550円</u>	<u>470円</u>	<u>577円</u>	<u>493円</u>		路上に設 ける変圧 器	<u>700円</u>	<u>520円</u>	<u>735円</u>	<u>546円</u>	
		地下に設 ける変圧 器	占用 面積 1平 方メ ートル に つき 1年	<u>340円</u>	<u>290円</u>	<u>357円</u>	<u>304円</u>		地下に設 ける変圧 器	<u>480円</u>	<u>360円</u>	<u>504円</u>	<u>378円</u>	
		変圧塔そ の他これ	1個 につ つ	<u>1,100円</u>	<u>950円</u>	<u>1,155円</u>	<u>997円</u>		変圧塔そ の他これ	<u>1,400円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,470円</u>	<u>1,155円</u>	

		に類する もの及び 公衆電話 所	き 1 年						に類する もの及び 公衆電話 所	き 1 年				
		郵便差出 箱及び信 書便差出 箱		470円	400円	493円	420円		郵便差出 箱及び信 書便差出 箱		600円	450円	630円	472円
	広告塔	表示 面積 1 平 方メ ートル に つき 1年	2,000円	1,000円	2,100円	1,050円		広告塔	表示 面積 1 平 方メ ートル に つき 1年	4,400円	1,100円	4,620円	1,155円	
	その他の もの	占 用 面 積 1 平 方メ ートル に つき 1年	1,100円	950円	1,155円	997円		その他の もの	占 用 面 積 1 平 方メ ートル に つき 1年	1,400円	1,100円	1,470円	1,155円	
法 第 32 条	外 径 が 0.07メー トル未満	長さ 1メー ト	24円	20円	25円	21円		法 第 32 条	外 径 が 0.1メー トル未満	長さ 1メー ト	48円	36円	50円	37円

第1項 第2号に掲げる物件	のもの 外径が 0.07メー トル以上 0.1メー トル未満 のもの	ルに つき 1年						第1項 第2号に掲げる物件	のもの 外径が 0.1メー トル以上 0.15メー トル未満 のもの					
			34円	29円	35円	30円				72円	53円	75円	55円	
			51円	43円	53円	45円				95円	71円	99円	74円	
			67円	57円	70円	59円				190円	140円	199円	147円	
			100円	86円	105円	90円				480円	360円	504円	378円	
			130円	110円	136円	115円				950円	710円	997円	745円	



項第5号に掲げる施設	下室	階数が2のものの 階数が3以上とのもの	Aに <u>0.006</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.0063</u> を乗じて得た額	項第5号に掲げる施設	下室	階数が2のものの 階数が3以上とのもの	Aに <u>0.005</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.00525</u> を乗じて得た額
			Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.0084</u> を乗じて得た額				Aに <u>0.006</u> を乗じて得た額	Aに <u>0.0063</u> を乗じて得た額
			<u>1,000</u> 円	<u>510</u> 円				<u>2,900</u> 円	<u>710</u> 円
			<u>600</u> 円	<u>310</u> 円				<u>3,045</u> 円	<u>745</u> 円
			<u>1,100</u> 円	<u>950</u> 円				<u>1,500</u> 円	<u>360</u> 円
			<u>1,155</u> 円	<u>997</u> 円				<u>1,575</u> 円	<u>378</u> 円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積 1平方メートルにつき 1日	<u>20</u> 円	<u>10</u> 円	<u>21</u> 円	<u>11</u> 円	法第32条第1項第6号に掲げる施設	<u>1,400</u> 円	<u>1,100</u> 円
	その他のもの	占用面積 1平	<u>200</u> 円	<u>100</u> 円	<u>210</u> 円	<u>105</u> 円		<u>1,470</u> 円	<u>1,155</u> 円
							祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	<u>44</u> 円	<u>11</u> 円
								<u>46</u> 円	<u>12</u> 円
							その他のもの	<u>440</u> 円	<u>110</u> 円
								<u>462</u> 円	<u>115</u> 円

			方メートルにつき 1月						方メートルにつき 1月				
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に 看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるものの 表示面積 1平方メートルにつき 1月	200円	100円	210円	105円				看板（アーチであるものを除く。）	440円	110円	462円	115円
		2,000円	1,000円	2,100円	1,050円				看板（アーチであるものを除く。）	4,400円	1,100円	4,620円	1,155円
	その他のもの 表示面積 1平方メートルにつき 1年	900円	760円	945円	798円				標識	1,100円	850円	1,155円	892円
		20円	10円	21円	11円				旗ざお	44円	11円	46円	12円

掲げる物件	日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	き1日					掲げる物件	日等に際し、一時的に設けるもの	き1日						
			その他のもの	1本につき1月	200円	100円				その他のもの	1本につき1月	440円	110円	462円	115円
幕 （政令第7条第2号に掲げる工事用施設で）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	20円	10円	21円	11円	幕 （政令第7条第2号に掲げる工事用施設で）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	44円	11円	46円	12円		
			その他の	その面積	200円	100円				その他の	その面積	440円	110円	462円	115円

あるものを除く。)	もの	1平方メートルにつき1月						あるものを除く。)	もの	1平方メートルにつき1月					
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,000円	1,000円	2,100円	1,050円		アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,400円	1,100円	4,620円	1,155円	
	その他のもの		1,000円	510円	1,050円	535円			その他のもの		2,200円	540円	2,310円	567円	
政令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	200円	100円	210円	105円		政令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	440円	110円	462円	115円	
政令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設			110円	95円	115円	99円		政令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設			140円	110円	147円	115円	
政	建築物	占用	Aに0.014	Aに0.018	Aに0.0147	Aに0.0189		政	建	階数	占用	Aに0.006	Aに0.008	Aに0.0063	Aに0.0084

令第7条第6号に掲げる施設	面積1平方メートルにつき1年	を乗じて得た額	を乗じて得た額	を乗じて得た額	を乗じて得た額	築物	令第7条第6号に掲げる施設	が1のものの	面積1平方メートルにつき1年	を乗じて得た額	を乗じて得た額	を乗じて得た額	を乗じて得た額
								階数が2のもの		Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.00945を乗じて得た額	Aに0.01155を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.0105を乗じて得た額	Aに0.01365を乗じて得た額			階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.01155を乗じて得た額	Aに0.01575を乗じて得た額
政令第7条第8号	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける	占用面積1平方メートルに	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額	Aに0.0147を乗じて得た額	Aに0.0189を乗じて得た額		階数が4以上のもの		Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.01365を乗じて得た額	Aに0.0168を乗じて得た額
								その他のもの		Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.0063を乗じて得た額	Aに0.0084を乗じて得た額

に掲げる応急仮設建築物	もの	つき 1年									
	その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額	Aに0.02625を乗じて得た額							
政令第7条第9号に掲げる器具	占用面積 1平方メートルにつき 1年	Aに0.025を乗じて得た額	Aに0.02625を乗じて得た額								
					政令第7条第9号に掲げる器具	占用面積 1平方メートルにつき 1年	Aに0.018を乗じて得た額	Aに0.0189を乗じて得た額			
備考 略						備考 略					

(鳥取県国有地使用料徴収条例の一部改正)

第2条 鳥取県国有地使用料徴収条例（平成12年鳥取県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前							
別表（第2条関係）											
1 占用料											
区分		占用料				占用料					
区分		金額				金額					
単位		非課税とされる 占用	非課税とされる 占用以外の占用	非課税とされる 占用	非課税とされる 占用以外の占用	非課税とされる 占用	非課税とされる 占用以外の占用				
市の区域		町村の区域	市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域	市の区域				
工作物の設置を伴うもの	第1種電柱		1本につき1年	630円	530円	661円	556円				
	第2種電柱			970円	820円	1,018円	861円				
	第3種電柱			1,300円	1,100円	1,365円	1,155円				
	その他の柱類			56円	48円	58円	50円				
	塔類	広告塔	表示面積 1平方メートルにつき 1年	2,000円	1,000円	2,100円	1,050円				
工作的な設置を伴うもの		第1種電柱		1本につき1年	1,000円	770円	1,050円				
		第2種電柱			1,600円	1,200円	1,680円				
		第3種電柱			2,200円	1,600円	2,310円				
		その他の柱類			72円	53円	75円				
塔類		広告塔		表示面積 1平方メートルにつき 1年	4,400円	1,100円	4,620円				

		その他の塔	占用面積 1平方メートルにつき 1年	<u>1,100円</u>	<u>950円</u>	<u>1,155円</u>	<u>997円</u>			その他の塔	占用面積 1平方メートルにつき 1年	<u>1,400円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,470円</u>	<u>1,155円</u>	
水管、下水道管、ガス管その他の管類	外径がΦ4 メートル未満 のもの	長さ 1メートルにつき 1年	<u>130円</u>	<u>110円</u>	<u>136円</u>	<u>115円</u>		水管、下水道管、ガス管その他の管類	外径がΦ4 メートル未満 のもの	<u>190円</u>	<u>140円</u>	<u>199円</u>	<u>147円</u>			
	外径がΦ4 メートル以上 1メートル未満 のもの		<u>340円</u>	<u>290円</u>	<u>357円</u>	<u>304円</u>			外径がΦ4 メートル以上 1メートル未満 のもの	<u>480円</u>	<u>360円</u>	<u>504円</u>	<u>378円</u>			
	外径が1メー		<u>670円</u>	<u>570円</u>	<u>703円</u>	<u>598円</u>			外径が1メー	<u>950円</u>	<u>710円</u>	<u>997円</u>	<u>745円</u>			

トル 以上 のも の							トル 以上 のも の					
標識	1本 につ き1 年	900円	760円	945円	798円		標識	1本 につ き1 年	1,100円	850円	1,155円	892円
看板又は 広告板	表示 面積 1平 方メ ートル に つき 1年	2,000円	1,000円	2,100円	1,050円		看板又は 広告板	表示 面積 1平 方メ ートル に つき 1年	4,400円	1,100円	4,620円	1,155円
通路（橋 を含む。）	占用 面積 1平 方メ ートル に つき 1年	110円	70円	115円	73円		通路（橋 を含む。）	占用 面積 1平 方メ ートル に つき 1年	150円	90円	157円	94円
略												
建物	占用	190円	130円	199円	136円		建物	占用	260円	180円	273円	189円

		その他の工作物	面積 1平方メートルにつき 1年	<u>190円</u>	<u>130円</u>	<u>199円</u>	<u>136円</u>
作物の設置を伴わないもの	耕作地	占用面積 1平方メートルにつき 1年	<u>7円</u>	<u>5円</u>	<u>8円</u>	<u>6円</u>	
	放牧場又は魚介養殖場		<u>3円</u>	<u>2円</u>	<u>4円</u>	<u>3円</u>	
	その他のもの		<u>90円</u>	<u>60円</u>	<u>94円</u>	<u>63円</u>	

2 略

備考 略

		その他の工作物	面積 1平方メートルにつき 1年	<u>260円</u>	<u>180円</u>	<u>273円</u>	<u>189円</u>
作物の設置を伴わないもの	耕作地	占用面積 1平方メートルにつき 1年	<u>9円</u>	<u>7円</u>	<u>10円</u>	<u>8円</u>	
	放牧場又は魚介養殖場		<u>4円</u>	<u>3円</u>	<u>5円</u>	<u>4円</u>	
	その他のもの		<u>130円</u>	<u>80円</u>	<u>136円</u>	<u>84円</u>	

2 略

備考 略

(鳥取県海岸占用料等徴収条例の一部改正)

第3条 鳥取県海岸占用料等徴収条例（平成12年鳥取県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄

中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前							
別表（第2条関係）											
1 占用料											
区分		占用料				占用料					
区分		単位	金額				金額				
工作物の設置を伴うもの	非課税とされる占用		非課税とされる占用以外の占用		1本につき1年	1本につき1年					
	市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域		1,000円					
	第1種電柱	630円	530円	661円		770円					
	第2種電柱	970円	820円	1,018円		1,050円					
	第3種電柱	1,300円	1,100円	1,365円		808円					
その他の柱類		56円	48円	58円		1,260円					
塔類 広告塔		表示面積 1平方メ	2,000円	1,000円	2,100円	4,400円	2,310円				
塔類 広告塔					1,050円	1,100円	1,680円				

		一ト ルに つき 1年							一ト ルに つき 1年					
その 他の 塔	占 用 面 積 1平 方メ ート ルに つ き 1年	<u>1,100円</u>	<u>950円</u>	<u>1,155円</u>	<u>997円</u>				その 他の 塔	<u>占 用 面 積 1平 方メ ート ルに つ き 1年</u>	<u>1,400円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,470円</u>	<u>1,155円</u>
水管、 下水道管、 ガス管その他の管類	外 径 がΦ4 メー トル 未 満 の も の	長 さ 1メ ート ルに つ き 1年	<u>130円</u>	<u>110円</u>	<u>136円</u>	<u>115円</u>			水管、 下水道管、 ガス管その他の管類	外 径 がΦ4 メー トル 未 満 の も の	<u>190円</u>	<u>140円</u>	<u>199円</u>	<u>147円</u>
	外 径 がΦ4 メー トル 以 上 1メ ート ル未 満 の も の		<u>340円</u>	<u>290円</u>	<u>357円</u>	<u>304円</u>			外 径 がΦ4 メー トル 以 上 1メ ート ル未 満 の も の	<u>480円</u>	<u>360円</u>	<u>504円</u>	<u>378円</u>	

		外径 が1 メー トル 以 上 の も の		<u>670円</u>	<u>570円</u>	<u>703円</u>	<u>598円</u>			外径 が1 メー トル 以 上 の も の		<u>950円</u>	<u>710円</u>	<u>997円</u>	<u>745円</u>	
	標識	1本 につ き1 年		<u>900円</u>	<u>760円</u>	<u>945円</u>	<u>798円</u>			標識	1本 につ き1 年	<u>1,100円</u>	<u>850円</u>	<u>1,155円</u>	<u>892円</u>	
	看板又は 広告板	表示 面積 1平 方メ ート ルに つ き 1年		<u>2,000円</u>	<u>1,000円</u>	<u>2,100円</u>	<u>1,050円</u>			看板又は 広告板	表示 面積 1平 方メ ート ルに つ き 1年	<u>4,400円</u>	<u>1,100円</u>	<u>4,620円</u>	<u>1,155円</u>	
	通路（橋 を含む。）	占用 面積 1平 方メ ート ルに つ き 1年		<u>110円</u>	<u>70円</u>	<u>115円</u>	<u>73円</u>			通路（橋 を含む。）	占用 面積 1平 方メ ート ルに つ き 1年	<u>150円</u>	<u>90円</u>	<u>157円</u>	<u>94円</u>	
	建物			<u>190円</u>	<u>130円</u>	<u>199円</u>	<u>136円</u>			建物		<u>260円</u>	<u>180円</u>	<u>273円</u>	<u>189円</u>	
	その他の 工作物	1平 方メ ート ルに つ き		<u>190円</u>	<u>130円</u>	<u>199円</u>	<u>136円</u>			その他の 工作物		<u>260円</u>	<u>180円</u>	<u>273円</u>	<u>189円</u>	

工作物の設置を伴わないもの	耕作地 放牧場又は魚介養殖場 貯木場 その他のもの	占用面積 1平方メートルにつき 1年	1年				
			7円	5円	8円	6円	
			3円	2円	4円	3円	
			3円	2円	4円	3円	

2 略

備考 略

工作物の設置を伴わないもの	耕作地 放牧場又は魚介養殖場 貯木場 その他のもの	占用面積 1平方メートルにつき 1年	1年				
			9円	7円	10円	8円	
			4円	3円	5円	4円	
			4円	3円	5円	4円	

2 略

備考 略

(鳥取県流水占用料等徴収条例の一部改正)

第4条 鳥取県流水占用料等徴収条例（平成12年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前											
別表 (第2条関係)				別表 (第2条関係)											
区分		単位	占用料				区分		単位	占用料					
			金額							金額					
工作物の設置を伴うもの	非課税とされる占用		非課税とされる占用以外の占用		1本につき1年	市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域	1本につき1年	1,000円	770円	1,050円	808円	
	第1種電柱		630円	530円											
	第2種電柱		970円	820円											
	第3種電柱		1,300円	1,100円											
	その他の柱類		56円	48円											
塔類	広告塔	表示面積1平	2,000円	1,000円	2,100円	1,050円					4,400円	1,100円	4,620円	1,155円	

			方メートルにつき 1年						方メートルにつき 1年					
	その他の塔	占用面積 1平方メートルにつき 1年	1,100円	950円	1,155円	997円			その他の塔	占用面積 1平方メートルにつき 1年	1,400円	1,100円	1,470円	1,155円
水管、下水道管、ガス管その他の管類	外径がΦ4 メートル未満のもの	長さ 1メートルにつき 1年	130円	110円	136円	115円			水管、下水道管、ガス管その他の管類	外径がΦ4 メートル未満のもの	190円	140円	199円	147円
	外径がΦ4 メートル以上 1メート		340円	290円	357円	304円				外径がΦ4 メートル以上 1メート	480円	360円	504円	378円



		その他の 工作物	ルに つき 1年	<u>190円</u>	<u>130円</u>	<u>199円</u>	<u>136円</u>			その他の 工作物	ルに つき 1年	<u>260円</u>	<u>180円</u>	<u>273円</u>	<u>189円</u>			
工作 物の 設 置 を 伴 わ な い も の	耕作地	占用 面積 1平 方メ ートル に つ き 1年	7円	5円	8円	6円			耕作地	占用 面積 1平 方メ ートル に つ き 1年	9円	7円	10円	8円				
	放牧場又 は魚介養 殖場		3円	2円	4円	3円					4円	3円	5円	4円				
	貯木場		3円	2円	4円	3円					4円	3円	5円	4円				
	その他の もの		<u>90円</u>	<u>60円</u>	<u>94円</u>	<u>63円</u>					<u>130円</u>	<u>80円</u>	<u>136円</u>	<u>84円</u>				
3 略								3 略										
備考 略								備考 略										

(鳥取県砂防指定地等管理条例の一部改正)

第5条 鳥取県砂防指定地等管理条例（平成15年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄  
中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後						改 正 前						
別表（第10条関係）						別表（第10条関係）						
区分		単位	占用料				区分	単位	占用料			
			金額		非課税とされる 占用		非課税とされる 占用以外の占用		非課税とされる 占用		非課税とされる 占用以外の占用	
工作物の設置を伴うもの	市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域
	第1種電柱	1本につき1年	630円	530円	661円	556円	1,000円	770円	1,050円	808円		
	第2種電柱		970円	820円	1,018円	861円	1,600円	1,200円	1,680円	1,260円		
	第3種電柱		1,300円	1,100円	1,365円	1,155円	2,200円	1,600円	2,310円	1,680円		
	その他の柱類		56円	48円	58円	50円	72円	53円	75円	55円		
	塔類	広告塔	表示面積1平	2,000円	1,000円	2,100円	1,050円	4,400円	1,100円	4,620円	1,155円	

		方メートルにつき1年						方メートルにつき1年					
	その他の塔	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,100円</u>	950円	<u>1,155円</u>	997円		その他の塔	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,400円</u>	1,100円	<u>1,470円</u>	<u>1,155円</u>
水管、下水道管、ガス管その他の管類	外径が0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>130円</u>	<u>110円</u>	<u>136円</u>	<u>115円</u>		水管、下水道管、ガス管その他の管類	外径が0.4メートル未満のもの	<u>190円</u>	<u>140円</u>	<u>199円</u>	<u>147円</u>
	外径が0.4メートル以上		<u>340円</u>	<u>290円</u>	<u>357円</u>	<u>304円</u>		外径が0.4メートル以上		<u>480円</u>	<u>360円</u>	<u>504円</u>	<u>378円</u>

1メートル未満のもの						1メートル未満のもの					
	外径が1メートル以上のもの	670円	570円	703円	598円		外径が1メートル以上のもの	950円	710円	997円	745円
標識	1本につき1年	900円	760円	945円	798円	標識	1本につき1年	1,100円	850円	1,155円	892円
看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	1,000円	2,100円	1,050円	看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円	1,100円	4,620円	1,155円

		通路（橋を含む。）	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>110円</u>	<u>70円</u>	<u>115円</u>	<u>73円</u>			通路（橋を含む。）	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>150円</u>	<u>90円</u>	<u>157円</u>	<u>94円</u>	
略																
		その他の工作物	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>190円</u>	<u>130円</u>	<u>199円</u>	<u>136円</u>			その他の工作物	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>260円</u>	<u>180円</u>	<u>273円</u>	<u>189円</u>	
		工作物の設置を伴わないもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>90円</u>	<u>60円</u>	<u>94円</u>	<u>63円</u>			工作物の設置を伴わないもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>130円</u>	<u>80円</u>	<u>136円</u>	<u>84円</u>	

備考 略

備考 略

(鳥取県漁港管理条例の一部改正)

第6条 鳥取県漁港管理条例（昭和34年鳥取県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第13条関係）				別表第1（第13条関係）			
区分	単位	占用料		区分	単位	占用料	
		金額	金額			非課税とさ れる占用	非課税とさ れる占用以 外の占用
工作物の設置を伴うもの	略			工作物の設置を伴うもの	略		
	第1種電柱	1本につき1年	630円			1,000円	1,050円
	第2種電柱		970円			1,600円	1,680円
	第3種電柱		1,300円			2,200円	2,310円
	その他の柱類		56円			72円	75円
	水管	外径が0.4メートルにつき1年	130円			190円	199円

下水道管、 ガス管その他の管類	トル未 満のもの			下水道管、 ガス管その他の管類	トル未 満のもの			
	外径が 0.4メー トル以 上1メ ートル 未満の もの	340円	357円		外径が 0.4メー トル以 上1メ ートル 未満の もの	480円	504円	
	外径が 1メー トル以 上のも の	670円	703円		外径が 1メー トル以 上のも の	950円	997円	
	看板又は広 告板	表示面積1平 方メートルに つき1年	2,000円	2,100円	看板又は広 告板	表示面積1平 方メートルに つき1年	4,400円	4,620円
	略			略				
略				略				
備考 略				備考 略				

別表第2 (第16条関係)

1 略

2 占用料

区分		占用料		
		単位	金額	
			非課税とさ れる占用	非課税とさ れる占用以 外の占用
公共空地	工作物の設置を伴うもの	建物	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	190円
			第1種電柱	1 本につき 1 年
			第2種電柱	
			第3種電柱	
			その他の柱類	
		水管、外径が下 0.4	長さ 1 メートルにつき 1 年	130円

別表第2 (第16条関係)

1 略

2 占用料

区分		占用料		
		単位	金額	
			非課税とさ れる占用	非課税とさ れる占用以 外の占用
公共空地	工作物の設置を伴うもの	建物	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	260円
			第1種電柱	1 本につき 1 年
			第2種電柱	
			第3種電柱	
			その他の柱類	
		水管、外径が下 0.4	長さ 1 メートルにつき 1 年	190円

	メートル未満のもの			メートル未満のもの	
水道管、ガス管その他の管類	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	340円	357円	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	480円
	外径が1メートル	670円	703円	外径が1メートル	950円
					504円
					997円

		以上 の も の					以上 の も の		
	看板又 は広告 板	表示面積 1 平 方メートルに つき 1 年	<u>2,000円</u>	<u>2,100円</u>			看板又 は広告 板	表示面積 1 平 方メートルに つき 1 年	<u>4,400円</u>
	その他 の工作 物	占用面積 1 平 方メートルに つき 1 年	<u>190円</u>	<u>199円</u>			その他 の工作 物	占用面積 1 平 方メートルに つき 1 年	<u>260円</u>
	工作物の設 置を伴わな いもの	占用面積 1 平 方メートルに つき 1 年	<u>90円</u>	<u>94円</u>			工作物の設 置を伴わな いもの	占用面積 1 平 方メートルに つき 1 年	<u>130円</u>
水域		占用面積 1 平 方メートルに つき 1 年	<u>90円</u>	<u>94円</u>			水域	占用面積 1 平 方メートルに つき 1 年	<u>130円</u>
備考 略					備考 略				

(鳥取県港湾管理条例の一部改正)

第7条 鳥取県港湾管理条例（昭和35年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄  
中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表第1 (第5条関係)				別表第1 (第5条関係)			
区分		使用料		区分		使用料	
工作物を設置する場合	単位	金額		工作物を設置する場合	単位	金額	
	建物	非課税とされるもの	非課税とされるもの以外のもの		建物	非課税とされるもの	非課税とされるもの以外のもの
	建物	使用面積1平方メートルにつき1年	630円	661円	710円	745円	
	第1種電柱	1本につき1年	630円	661円	1,000円	1,050円	
	第2種電柱		970円	1,018円	1,600円	1,680円	
	第3種電柱		1,300円	1,365円	2,200円	2,310円	
	その他の柱類		56円	58円	72円	75円	
	水管	外径が0.4メートルにつき1年	130円	136円	190円	199円	

下水道管、ガス管その他の管類	トル未満のもの 外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの 外径が1メートル以上のものの 看板又は広告板 その他の工作物			下水道管、ガス管その他の管類	トル未満のもの 外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの 外径が1メートル以上のものの 看板又は広告板 その他の工作物		
		340円	357円			480円	504円
		670円	703円			950円	997円
		2,000円	2,100円			4,400円	4,620円
		630円	661円			710円	745円
	略				略		

備考 略

備考 略

別表第2 (第12条関係)

## 1 占用料

区分		占用料			
		単位	金額		
			非課税とされるもの	非課税とされるもの以外のもの	市の区域
工作物の設置を伴うもの	第1種電柱	1本につき1年	630円	530円	661円
	第2種電柱		970円	820円	1,018円
	第3種電柱		1,300円	1,100円	1,365円
	その他の柱類		56円	48円	58円
	塔類	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	1,000円

別表第2 (第12条関係)

## 1 占用料

区分		占用料			
		単位	金額		
			非課税とされるもの	非課税とされるもの以外のもの	市の区域
工作物の設置を伴うもの	第1種電柱	1本につき1年	1,000円	770円	1,050円
	第2種電柱		1,600円	1,200円	1,680円
	第3種電柱		2,200円	1,600円	2,310円
	その他の柱類		72円	53円	75円
	塔類	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円	1,100円

		その他の塔類	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,100円</u>	<u>950円</u>	<u>1,155円</u>	<u>997円</u>			その他の塔類	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,400円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,470円</u>	<u>1,155円</u>	
水管、下水道管、ガス管その他の管類	外径が0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>130円</u>	<u>110円</u>	<u>136円</u>	<u>115円</u>		水管、下水道管、ガス管その他の管類	外径が0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>190円</u>	<u>140円</u>	<u>199円</u>	<u>147円</u>		
			<u>340円</u>	<u>290円</u>	<u>357円</u>	<u>304円</u>					<u>480円</u>	<u>360円</u>	<u>504円</u>	<u>378円</u>		
			<u>670円</u>	<u>570円</u>	<u>703円</u>	<u>598円</u>					<u>950円</u>	<u>710円</u>	<u>997円</u>	<u>745円</u>		
	標識	1本につき1年	<u>900円</u>	<u>760円</u>	<u>945円</u>	<u>798円</u>			標識	1本につき1年	<u>1,100円</u>	<u>850円</u>	<u>1,155円</u>	<u>892円</u>		

	看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	1,000円	2,100円	1,050円	
	通路(橋を含む。)	占用面積1平方メートルにつき1年	110円	70円	115円	73円	
	建物		190円	130円	199円	136円	
	その他の工作物		190円	130円	199円	136円	
工作物の設置を伴わないもの	耕作地	占用面積1平方メートルにつき1年	7円	5円	8円	6円	
	魚介養殖場		3円	2円	4円	3円	
	貯木場		3円	2円	4円	3円	
	その他のもの		90円	60円	94円	63円	

2 略

備考 略

	看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円	1,100円	4,620円	1,155円	
	通路(橋を含む。)	占用面積1平方メートルにつき1年	150円	90円	157円	94円	
	建物		260円	180円	273円	189円	
	その他の工作物		260円	180円	273円	189円	
工作物の設置を伴わないもの	耕作地	占用面積1平方メートルにつき1年	9円	7円	10円	8円	
	魚介養殖場		4円	3円	5円	4円	
	貯木場		4円	3円	5円	4円	
	その他のもの		130円	80円	136円	84円	

2 略

備考 略

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。